



仕事を続けたい
パート・派遣・契約社員ママ

先輩ママ 小室 淑恵さんに聞く あなたもとれる! 産前・産後休業 育児休業

ママになっても、今の職場で仕事を続けたい。けれどパートタイマーだから、派遣・契約社員だから、無理かしら…とあきらめいませんか？
でも大丈夫、一定の要件を満たしていれば、出産や育児のためのお休みを、取得できるんです！



先輩ママとして、
そして
ワーク・ライフバランス
コンサルタントとして、
皆さんの疑問に
お答えします★

小室 淑恵さん プロフィール

株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長であり、二児のママ。「育児休業者支援復帰プログラム armo」などを開発。またワーク・ライフバランスコンサルタント養成講座などを主催。多様な価値観が受け入れられる社会を目指して邁進中。



Q1 どんなお休みがあるの？

A1 2種類のお休み制度があります。

産前・産後休業

産前（出産予定日を含む42日間）
産後（出産日の翌日から56日間）

出産

56日間

育児休業

赤ちゃんが1歳になる誕生日の前日まで
※保育所に入所できない等の理由で最長1歳6ヶ月まで延長も可能。

赤ちゃんが1歳になるまで

法律で
守られている
権利です



**Q2 パートや派遣・
契約社員も、
とれる？**

**A2 大丈夫！雇用契約期間内であれば
誰でも、産前・産後休業がとれます。**

※産前休業を必要としない人は、出産前日まで働くことも可能！

さらに！

育児休業申し出の時点で次の条件に
合えば、**育児休業**もとれますよ。

- 今の職場で1年以上働いている
- 赤ちゃんの1歳の誕生日以降も、雇用が見込まれる

※ただし赤ちゃんの2歳の誕生日の前々日までに雇用契約が切れ、更新されないことが明らかになっている場合は取得できません。



Q3
もっと疑問や、
相談したいことが
出てきたら？

**A3 都道府県労働局
雇用均等室に
相談しましょう！**

ここで最寄りの雇用均等室が見つかります。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/roudoukyoku/index.html>

都道府県労働局雇用均等室

検索

電話相談もできます！



あなたの
働く意欲をサポート
してくれます！



**育児休業は
パパもとれる！**

パパも赤ちゃんが1歳になる
前日までお休みできます。
パパとママが共に育児休業を取る時は、
赤ちゃんが1歳2ヶ月になるまで
お休みできます。

※取得できる日数は365日まで。



子育てしながら働き続けられる社会へ

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare